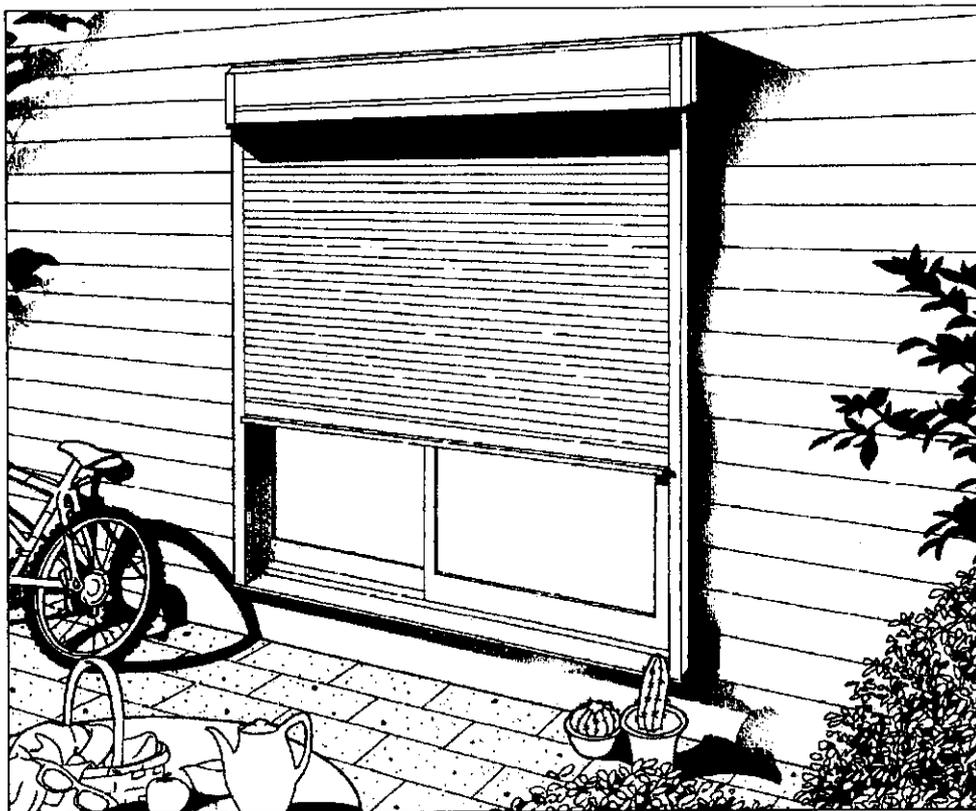


シェルムーン5型

スチール手動タイプ

取扱いの手引き



ご使用のお客様へ



この取扱いの手引書をよくお読みのうえ、正しくご使用ください。
わからないことや不具合が生じた時にはもう一度ご覧ください。
また、いつでも使用できるように大切に保管してください。



安全にお使いいただくために

シャッターのご使用前に「ご使用上の注意」をよくお読みいただき、理解してからご使用ください。

本取扱いの手引書は、安全にご使用いただくために特に大切な「お知らせ」には、次のようなシンボルマークとシグナル用語が使用されています。



注意

取扱いを誤った場合に、使用者または不特定多数の第三者が、軽傷を負うか、または物的損害のみが発生する危険の状態が生じることが想定される場合を示しています。

本文では以下のように使用します。

シンボルマーク

シグナル用語

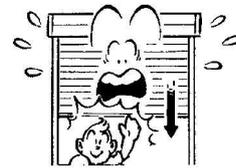
基本的な注意事項



注意

次の注意事項を守ってご使用ください。注意事項を守らないとけがや事故につながる恐れがあります。

シャッター開閉中は、顔や手を出したりシャッターの下に物を置いたりしないでください。シャッターにはさまれてけがをする恐れがあります。特にお子様にはご注意ください。



したがうべき指示

「シグナル用語」に続く指示を十分守らないと、人身事故につながるようになります。

目次

- 1 . 製品の概要 2
- 2 . ご使用上の注意 3
- 3 . ご使用方法 4
- 4 . お手入れ方法 6
- 5 . 製品保証について 7

2 . ⚠️ ご使用上の注意

この章に記載されている内容をよくお読みいただき、完全に理解したうえでシャッターをご使用ください。

この取扱いの手引書は、必要なときにいつでも取り出してお読みいただけるよう大切に保管してください。

シャッター錠に書かれている取扱いの注意事項と、この取扱いの手引書に表示されているすべての注意および指示に必ずしたがってください。

シャッター錠の取扱いの注意事項について

シャッターの急な開閉は故障の原因になりますので、幅木の錠付近より中央部側を持ってゆっくりと上げ（開）下げ（閉）をしてください。

強風時は、安全の為、シャッターを閉め、サッシを閉めて下さい。（サッシは、サッシ錠（クレセント）も施錠してください）



基本的な注意事項



注意

次の注意事項を守ってご使用ください。注意事項を守らないとけがや事故につながる恐れがあります。

シャッター開閉中は、顔や手を出したりシャッターの下に物を置いたりしないでください。シャッターにはさまれてけがをする恐れがあります。特にお子様にはご注意ください。

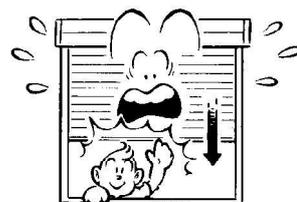
シャッターの分解、改造は絶対にしないでください。分解、改造が原因で思わぬ事故になる恐れがあります。

シャッターボックスは変形しやすいので、はしごをかけたりに乗ったりしないでください。落下してけがをする恐れがあります。

シャッターには、物をぶつかけたりしないでください。変形して動かなくなる恐れがあります。

おやすみ又は外出の際は、防犯上、シャッターの錠をかけて、内側のサッシ錠（クレセント）もかけてください。また、強風時にも同様、サッシ錠（クレセント）をかけてください。

常時シャッターを使用しない場合でも少なくとも1ヶ月に2～3回は開閉してください。長期間動かさないとスムーズに動作しなくなる恐れがあります。



3 . ご使用方法

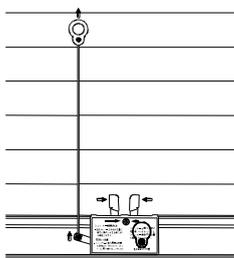
開閉操作方法

開ける時

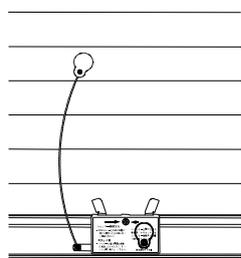
1 錠を開ける

左右の解錠レバーを（矢印）の方向に倒すか操作ひもを上部に引くと、解錠されます。

シャッターの解錠時



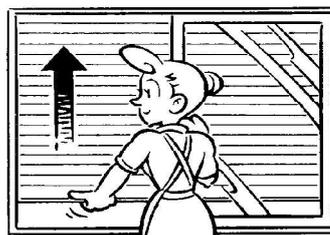
シャッターを閉じた状態



解錠後はレバーから手を放しても操作できます。

（閉じた状態では、操作ひもをスラットに貼付けておくと便利です）

2 幅木の錠付近より中央部側を持って、ゆっくりと持ち上げてください。

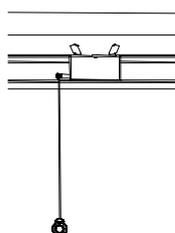


幅木の端部を持って開閉すると作動不良の原因につながります。正しい使い方でシャッターを開けてください。

急に開けるとシャッターが動かなくなる場合があります。その場合は、いったんシャッターを下までゆっくり降ろして、再度ゆっくりと上げてください。

閉める時

1 幅木の錠付近より中央部側を持ってゆっくりと降ろしてください。

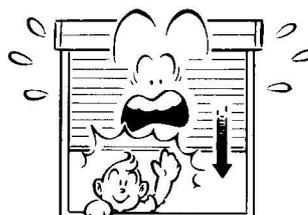


幅木に手が届かない場合は、シャッター錠のひもを引いてください

幅木の端部を持って開閉すると作動不良の原因につながります。正しい使い方でシャッターを閉じてください。

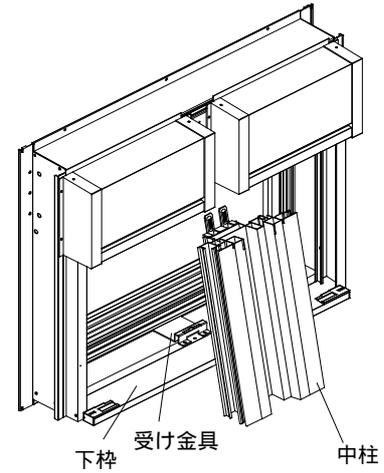
2 幅木が下まで（下枠から10cm程度）まできたら、やや強めに降ろしてください。自動で施錠されます。

シャッター開閉中は、顔や手を出したりシャッターの下に物を置いたりしないでください。シャッターにはさまれてけがをする恐れがあります。特にお子様にはご注意ください。



中柱の取扱い方法

本製品は開口が12尺の場合、シャッター中央に中柱が付いています。中柱は以下の方法で取外しができます。



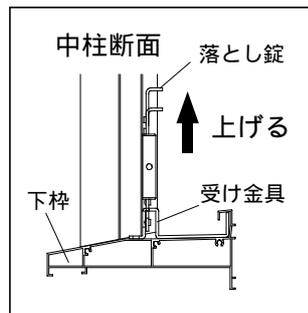
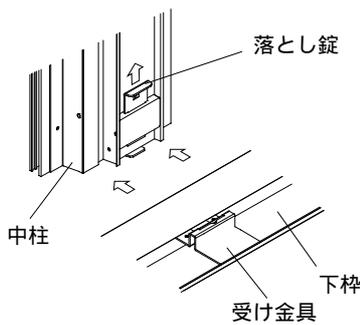
注意

中柱の取外しは、むやみに行わないでください。

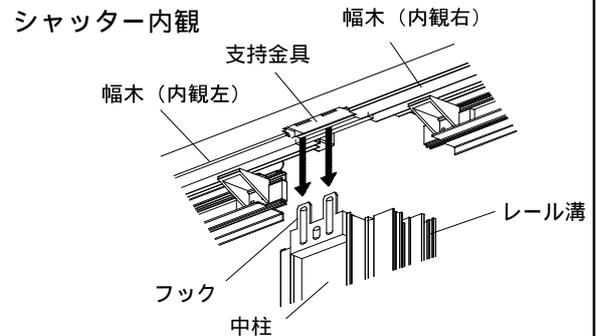
シャッターご使用の際は、必ず中柱が確実に取付けられていることをご確認ください。

取外す時

落とし錠を上げ解錠し、中柱の下部を室外側へスライドさせます。



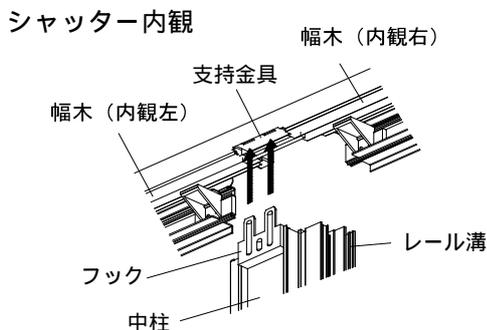
中柱の上部を下に抜きます。



中柱上のフックを上枠下面の支持金具から抜くようにしてください。

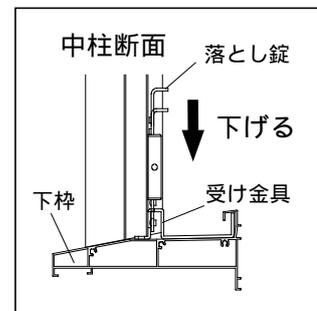
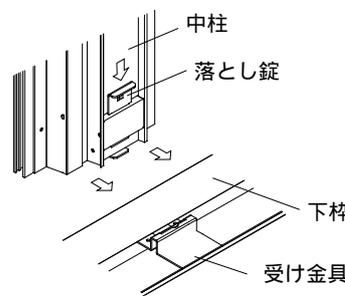
取付ける時

中柱の上部を上枠下面の支持金具に差しこみます。



中柱上部のフックは支持金具に、幅木の端部はレール溝に差し込むようにしてください。

中柱の下部を室内側へ受け金具に当たるまでスライドさせます。落とし錠を下げて施錠します。



注意

中柱を取付ける際は、必ず以下のことをご確認ください。

中柱上部のフックが上枠下面の支持金具に確実に差し込まれていること。
中柱下部の落とし錠が下枠の受け金具に確実に掛かっていること。

4. お手入れ方法

清掃の仕方

- シャッターはいつもきれいに清掃しておくことが腐食せずに長持ちさせる一番の方法です。
- ①柔らかい布で水ぶきし、表面の汚れを拭き取ります。
- ②中性洗剤等で汚れを拭いて頂ければ、さらに長持ちします。
- ③硬い物で強くこすると表面に傷がつき、そこから錆びやすくなりますのでご注意ください。
- ④直接ホース等で水をかけての清掃は故障の原因になりますのでお止めください。



清掃の間隔

- 清掃は下記の基準をめやすとし、定期的に行ってください。
- ①臨海工業地帯
(京浜・中京・京阪神) 毎週1回
- ②海岸地帯 毎週1回
- ③工業地帯 1ヶ月に1回
- ④大都市地帯 1ヶ月に1回
- ⑤中小都市地帯 1ヶ月に1回
- ⑥田園都市 1ヶ月に1回



日常点検



必ず以下の日常点検をおこなってください。
日常点検で不具合を発見したら、ただちに使用を止め、新日軽(株)支店・営業所または、お客様相談室にご連絡ください。

1. 表示ラベルの脱落、破れ、はがれ、などの破損がないかご確認ください。
2. シャッターの開閉状態については以下の事項を確認してください。
 - 今までと違った異音がないこと。
 - 外観に使用上有害な変形がないこと。
3. シャッターの降下ライン上(シャッターの降りてくる下)に、物がないこと。

5. 製品保証について

本手引きは、ここに記載の保証期間、保証内容の範囲において無料修理をお約束するものです。

保証期間中に故障・損傷などの不具合（以下「不具合」といいます）が発生した場合には、お取り扱いの施工店、工務店、販売店又は最寄りの当社支店・営業所に修理をご依頼ください。

■保証期間

施工者より商品の引き渡し日（注1、注2）から起算して次の期間とします。

- ① 商品の不具合については2年間（電装部品については1年間）。
- ② 商品からの雨水浸入については10年間。（但し、窓が閉まっていて施錠状態に限ります）

注1）改修工事の場合は改修部分の工事完了日を起算日とします。

注2）分譲住宅（建売住宅）・分譲マンションの場合は、建築主への引渡し日を起算日とします。

■保証内容

本手引き、本体ラベル又はその他の注意書きに基づく適正なご使用状態で、保証期間内に不具合が発生した場合には、下記に例示する免責事項を除き無料修理いたします。なお、強風雨時に、サッシ下枠に雨水がたまることありますが、これは商品上の特性であり、不具合ではありません。不具合といえる雨水浸入は、サッシ下枠を超えて室内に雨水が流れ出たり、あふれ出ることです。（但し、窓が閉まっていて施錠状態に限ります）

■免責事項

保証期間内でも、次の様な場合には有償修理となります。

- ① 当社の手配によらない第三者の加工上、組立て上、施工上、管理上、メンテナンス上などの不備に起因する不具合。（例えば、海砂や急結剤を使用したモルタルによる腐食、中性洗剤以外のクリーニング剤を使用したことによる変色や腐食、工事中の養生不良による変色や腐食など）
- ② 表示された商品の性能を超えた性能を必要とする場所（店舗など）に取付けられた場合の不具合。
- ③ 商品又は部品の経年変化（使用に伴う消耗・摩耗など。木製品の反り、干割れ、変色など）や経年劣化（樹脂部分の変質、変色など）又はこれらに伴うさび、かびなどその他類似の不具合。
- ④ 自然環境や住環境に起因する結露などの不具合。
- ⑤ 環境が特に悪い地域や場所での腐食又はその他の不具合。（例えば、海岸地帯での塩害による腐食、大気中の砂塵・煤煙・各種金属粉・亜硫酸ガス・アンモニア・車や給湯機などの排気ガスなどが付着しておきる腐食、異常な高温・低温・多湿による不具合など）
- ⑥ 天災その他不可抗力（例えば）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地盤沈下、落雷、火災など）により、商品の性能を超える事象が発生した場合の不具合。
- ⑦ 実用化されている技術では予測することが不可能な現象又はこれが原因で生じた不具合。
- ⑧ 犬、猫、鳥、鼠などの小動物の害による不具合。
- ⑨ 植栽による不具合。（例えば、商品に隣接した植栽による開閉障害、根による防水層の破損など）
- ⑩ 引渡し後の操作誤り、調整不備又は適切な維持管理を行わなかったことによる不具合。
- ⑪ お客様自身の組立て、取付、修理、改造（必要部品の取外しを含む）に起因する不具合。
- ⑫ 本来の使用目的以外の用途に使用された場合の不具合又は使用目的と異なる使用方法による場合の不具合。
- ⑬ 犯罪などの不法な行為に起因する不具合。

■その他事項

保証期間経過後の修理、交換などは有料といたします。

本手引きによってお客様の法律上の権利を制限するものではありません。

保証期間経過後の修理、その他についてご不明の場合は、最寄りの当社支店・営業所にお問合せください。

新日軽株式会社

本社/〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目1番1号（ゲートシティ大崎ウエストタワー）
☎ 03-5759-2100（代）

お客様相談室（フリーダイヤル）0120-37-2534